

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約後公表)

役務提供

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、石川県財務規則第130条の2第3号の規定により次のとおり公表する。

平成25年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約した内容

(1) 調達物品(役務)名  
巡回業務委託契約

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等  
校舎内の見回り及び異常有無の最終確認(学校が安全確保のために必要とする処置)

2 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

住 所 (所在地): 能美市寺井町る68番地1

氏 名 (名 称): 公益社団法人能美市シルバー人材センター

3 契約の相手方とした理由

地方自治法施行令第167条第2項第3号

4 契約年月日

平成25年4月1日

5 契約金額

639,539円

6 担当課

住 所: 能美市吉光町ト90番地

所 属: 県立寺井高等学校

連絡先: TEL 0761-58-5855 FAX0761-58-5966